

## 訓子府町移住体験住宅設置要綱

### (目的)

第1条 訓子府町（以下「町」という。）は、町内への移住を目的に町内で住居及び仕事を探す、暮らしを体験する等の活動に対し、訓子府町移住体験住宅を整備し、移住希望者が本町を訪れる機会の創出を図り、もって移住定住の促進及び地域活性化を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者のうち、町の移住担当窓口（以下「移住窓口」という。）を通じて移住しようとする者（転勤又は婚姻による転入者を除く。）
- (2) 訓子府町移住体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に町内での生活体験ができるよう町が貸し付ける住宅

### (住宅)

第3条 訓子府町移住体験住宅は、下記のとおりとする。

名称	住所	間取り	面積
訓子府町体験住宅A	訓子府町東幸町266番地	1LDK	43.74 m <sup>2</sup>

### (貸付対象者)

第4条 移住体験住宅の貸付を希望する者（以下「利用者」という。）は、次の各号全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 貸付の申込みをする者は、満18歳以上であって、かつ、利用者の代表者であること。
- (2) 現に町外に住所を有し、町内で住居や職を探すなど移住に向けた活動を行う者。
- (3) 町内に両親または親族がおり、里帰りや旅行による利用者でないこと。
- (4) 訓子府町暴力団排除条例（平成25年訓子府町条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 滞在期間中に担当課職員と1回以上の面談を行い、アンケートの回答に協力できる者
- (6) 訓子府町空き家バンクへの登録、移住フェアでの訪問者登録など、いずれかの方法で訓子府町に住所その他、身元を特定できる情報を提供している者。
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの。

### (貸付申込み)

第5条 住宅の貸付を希望する者は、住宅の貸付について、事前に移住窓口に予約をしなければならない。

- 2 貸付の予約は、住宅の貸付開始日の3か月前からできるものとする。
- 3 移住窓口の担当者は、予約の受付後、直ちに訓子府町移住体験住宅予約受付簿（様式第1号）にその旨を記載しなければならない。
- 4 利用者は、住宅の貸付を受けようとする日の14日前までに訓子府町移住体験住宅貸付申込書（様式第2号）（以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(貸付決定)

第6条 町長は、前条第4項の規定による申込書の提出を受け、その内容を審査し、貸付を承認すると認めるときは、訓子府町移住体験住宅貸付決定書(様式第3号)(以下「決定書」という。)を交付しなければならない。この場合において、町長は住宅の管理運営上必要と認める場合、その貸付について条件を付することができる。

2 町長は、利用者が第4条に掲げる要件を満たさない者または次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 移住体験住宅の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 住宅等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他住宅の管理上支障があるとき。

(貸付けの変更承認申請等)

第7条 前条の規定により貸付けの決定を受けた利用者は、決定を受けた事項を変更しようとするときは、訓子府町移住体験住宅貸付変更決定申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、訓子府町移住体験住宅貸付変更決定書(様式第5号)を交付する。

(契約)

第8条 決定書の交付を受けた利用者は、借地借家法(平成3年法律第90号)(以下「法」という。)第38条に規定する契約を訓子府町移住体験住宅賃貸借契約書(様式第6号)(以下「契約書」という。)により町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを訓子府町移住体験住宅賃貸借契約についての説明(様式第7号)により行うものとする。

(貸付期間)

第9条 住宅の貸付期間は、原則として、7日以上30日以内とし、前条に規定する契約書において定める。

2 貸付期間における入居及び退去を行う時間は、原則として、訓子府町の休日を定める条例(平成元年条例第5号)に規定する町の休日を除く、平日の午前9時から午後3時までの間とする。

(貸付料)

第10条 住宅の貸付料は、次のとおりとする。

料金種別	期間	金額	備考
貸付料	日額	2,000円	

2 利用者は前項に規定する貸付料を貸付期間開始日(当日を含む。)までに納付しなければならない。ただし、貸付期間が30日を超え、利用者から分割による納付の申出があった場合は、この限りではない。この場合における貸付料は貸付期間のうち利用する日が属する月の前月10日までに納付するものとする。

- 3 第1項の貸付料には、光熱水費（電気、ガス及び上下水道使用料）及び通信費（インターネット回線使用料及びテレビ放送受信料）を含むものとする。ただし、燃料費（灯油代）、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は利用者の負担とし、燃料については退去時に使用分を給油することとする。
- 4 既納の貸付料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前項のただし書きの規定により貸付料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号によるものとする。
  - (1) 天災事変、利用者又は親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により借り受けできなくなった場合は、既に納付した貸付料から貸付を受けた日数分の料金を差し引いた差額の100分の100。
  - (2) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

#### （利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、第10条第1項による貸付料を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、借り受ける。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、水道の凍結防止に配慮すること。また、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、住宅の貸付に関し町長が必要と認める事項。

#### （制限される行為）

第12条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) ペットを同伴すること。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

#### （貸付決定の取消）

第13条 町長は、利用者に第11条及び前条の規定に違反する行為があった場合、又は住宅を継続し貸付けることが困難であると認める場合は、第6条の規定による貸付決定を取り消すことができる。

(明渡し)

第14条 利用者は、貸付期間が終了する日まで、又は前条の規定に基づき貸付決定が取り消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において利用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(立入り)

第16条 町長は、住宅の清潔の保持、防火、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第18条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。